

関市有害鳥獣被害対策事業補助金

イノシシ・サル・シカなどの野生生物による農作物の被害を防止するために防護柵を設置する場合に、その材料用の一部を補助いたします。

補助内容

防除柵の購入経費の2分の1（千円未満切捨・一人につき上限50,000円）

注意事項

年度内に1世帯1回まで（団体で設置することもできます。詳細はご相談ください）
耕作している農地、これから耕作する農地に設置する場合のもので、すでにある物を修理する場合などは認められません

申請の流れ

1 補助金交付申請書の提出（事業計画の提出）

- 申請書（関市有害鳥獣被害対策事業補助金交付申請書）
 - 収支予算書（下記見積書の金額にあった、支出の予定内容）
 - 見積書（販売店から発行された、購入する資材がわかるもの）
 - 場所の図面（コピーした地図に赤線を引くなどした設置場所のわかるもの）
- ※団体で申請することもできますが、団体規約・名簿が必要です
（ひな形が必要であればお渡しできます）

申請後、1～2週間で審査し、交付決定通知書を送付します。

2 購入・設置作業（交付決定通知書が届いた後で購入・設置してください）

- 購入時に領収書・納品書をもらってください。
- 設置後に設置状況を写真撮影してください。
- 部材を変更するなど計画を変更する場合は、変更申請が必要です。

3 実績報告書兼請求書の提出

- 報告・請求書（関市有害鳥獣被害対策事業補助金実績報告書兼補助金交付請求書）
- 収支決算書（下記領収書の金額にあった、支出内容）
- 領収書
- 納品書（購入した内容がわかればレシートでも可）
- 設置後の写真（スマホ・デジカメ等で撮影したものを印刷したもので可）

請求後、1ヶ月程度で申請口座へ振り込みます。

<補助額の例>

- ・個人で 77,760円(税込)の金網柵を購入して設置する場合
 $77,760 \div 2 = 38,880$ の千円未満を切捨て、38,000円
- ・個人で 129,600円(税込)の電気柵を購入して設置する場合
 $129,600 \div 2 = 64,800$ 円ですが上限を超えているため 50,000円
- ・5人の団体で 226,800円(税込)の電気柵を購入して設置する場合
 $226,800 \div 2 = 113,400$ 円の千円未満を切捨て、113,000円
- ・5人の団体で 537,840円(税込)の電気柵を購入して設置する場合
 $537,840 \div 2 = 268,920$ 円ですが上限を超えているため
 $5人 \times 50,000 = 250,000$ 円

※ 10人以上の団体の上限は500,000となります。
大規模に実施する場合は、国庫補助事業をご検討ください。

関市 農林課 23-7705